

重点施策

1. 高齢者への自殺対策の推進

高齢者は加齢による心身の低下や疾病の発症や悪化により、生きがいや役割の喪失、介護や生活困窮等の問題を抱え込むケースが多く見られます。また、家族との死別や離別をきっかけに独居となり、地域で孤立していくケース等では問題の把握が遅れ、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。

早期発見・支援へとつなぐ等の対策を推進し、関係機関のネットワークの連携強化を図ります。

- ①高齢者の健康不安に対する支援
- ②高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進
- ③家族や介護従事者等への支援の充実
- ④包括的な相談窓口設置による関係機関との連携強化



2. 生活困窮者への支援の強化

生活困窮は「生きることの阻害要因」の一つであり自殺リスクを高める要因になりかねません。生活困窮によって自殺のリスクが高まっている市民に対しては、アセスメントを十分にいきるための包括的な支援を行います。

- ①支援につながっていない人を早期に支援につなぐ取組みのための連携強化
- ②生活困窮者への生きる支援の強化
- ③包括的な相談窓口設置による関係機関との連携強化
- ④「気づき力」を養う人材の育成



3. 勤務・経営に関わる自殺対策の推進

職場の人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境変化等、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至った結果、生活困窮や多重債務等の問題が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。

勤務・経営上の悩みを抱えた人が適切な相談先、支援先につながるができるよう相談体制の強化や窓口情報の周知を図ることが重要です。そのため、関係機関と連携し普及啓発を進めます。

- ①勤務問題による自殺リスクを低減するための相談窓口の周知
- ②職場におけるメンタルヘルス対策の推進



発行 2019年10月
編集 越前市 市民福祉部 健康増進課
TEL 0778-24-2221

越前市いのち支える自殺対策計画【概要版】

～誰も自殺に追い込まれることのない越前市を目指して～

計画の趣旨

自殺対策基本法は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに推進するため、施行から10年目の節目にあたる平成28年に改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことを基本理念に明記するとともに、自殺対策に関する必要な支援を受けることのできるようすべての自治体で「自殺対策計画」を策定することとされました。

越前市自殺対策計画では、自殺対策に係る現状と課題を明らかにする中で、市民、各関係機関、団体等が連携し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り健やかで幸せに暮らせるまちづくりを目指します。

基本方針

① 生きることの包括的な支援

② 関連分野の有機的な連携の強化

③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

④ 実践と啓発を両輪とした推進

⑤ 関係機関との連携・協働の推進

計画の期間

2019年度から2023年度



基本目標

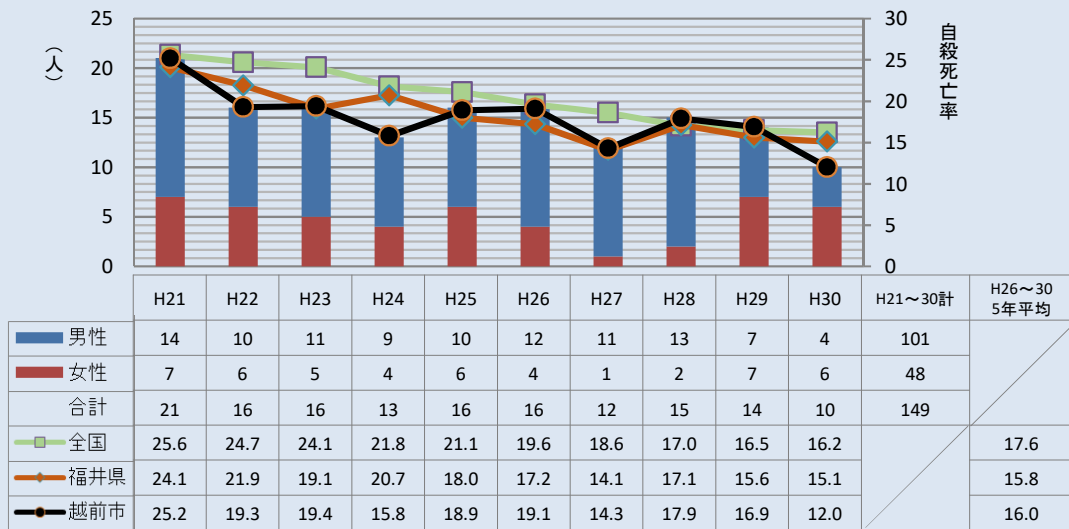
年間自殺者数「0」を目標とし計画を推進します。ただし、本計画最終年の2023年（令和5年）の目標値は以下のとおりと定め、限りなく「0」に近づけます。

	基準値 2015年(平成27年)	目標値 2023年(令和5年)
年間自殺者数	12人	9人以下
自殺死亡率 (人口10万人対)	14.3	11.0以下

越前市の自殺の現状と課題

1 自殺者数

- 平成21年から平成30年までの10年間の自殺者数は149人となっています。
- 平成26年から平成30年までの5年平均自殺死亡率は16.0と、全国平均の17.6より低い状態となっています。



※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数

2 越前市の主な自殺の特徴

自殺総合対策推進センターから出された「地域自殺実態プロファイル」によると、本市の自殺の特徴は「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の3つとされており、本計画ではこの3つを重点施策として位置づけます。

上位5区分	自殺者数(人)	割合	背景にある主な自殺の危機経路
男性60歳以上無職同居	15	20.5%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
男性40～59歳有職同居	11	15.1%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
女性60歳以上無職同居	11	15.1%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
男性60歳以上無職独居	5	6.8%	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
男性40～59歳無職同居	4	5.5%	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」特別集計(自殺日・居住地、H25～29年間合計)より)

H25～29年間自殺者数合計73人

基本施策



1 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組みです。本市では、専門家や関係者だけでなく身近な地域で支え手となる市民に対しても幅広く研修会等を行う事とし、自殺や自殺対策関連事象に関する正しい知識の普及、本人の本音を聞きだすことが出来る信頼関係の構築技法などを学び地域のネットワークを支える人材を養成していきます。

- ①市民向けゲートキーパー養成講座
- ②事業所向けゲートキーパー養成講座
- ③市職員向けゲートキーパー養成講座

2 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進するにあたりネットワークは大変重要です。気がかりな人を早期に見つけ必要な機関につなぐ地域のネットワークの強化を推進していきます。

- ①「市地域福祉計画」の推進
- ②子育て相談や自立支援などの関係機関との連携を推進

3 市民への啓発と周知

自殺対策だけでなく、生活をしていく中での生きるための必要な情報提供を行っていきます。市民の方が、相談機関や相談窓口の存在を知ることが出来るように情報の提供をします。また、自分自身のストレス度を知るためのリーフレットの配布や、医療機関の紹介をします。9月の「自殺予防週間」、3月の「自殺対策強化月間」には、広報や図書館等の公共施設と連携し、自殺対策についての啓発をします。

- ①9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間での啓発
- ②リーフレットの配布やホームページの充実
- ③こころの健康フェアの開催

4 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時、自殺に追い込まれる危険性が高まります。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことです。本市では居場所づくりに関する対策の推進や相談窓口、相談体制の充実等生きることの促進要因の強化につながる施策を進めます。

- ①地域の気がかりな世帯には、関係者によるアウトリーチによる支援
- ②地域子育て支援センターなどの子育て世代の居場所づくり
- ③児童館や放課後子ども教室、地域の学習支援の場の居場所づくり
- ④学校以外の居場所である適応指導教室などの支援を必要とする子どもたちの居場所づくり
- ⑤いきいきふれあいのつどい、いきいきシニアクラブでの活動など的高齢者の居場所づくり
- ⑥臨床心理士による面接、電話相談の「こころの相談会」の実施

5 子ども・若者のSOSの出し方に関する教育

平成28年4月、自殺対策基本法の改正により、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれたことから、特に若者の自殺対策をさらに推進します。

- ①いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- ②児童・生徒等への支援の充実
- ③SOSの出し方に関する教育の推進